

御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金

～団体が企画実施するイベントに補助金を交付します～

町制70周年を町民全員で盛り上げるため、お祝いするイベントを募集します。

町制70周年を盛り上げ、今後の町の活性化に寄与するため、自ら企画実施するイベントを行う団体に対し、予算の範囲内で「御嵩町町制施行70周年記念町民企画応援活動等補助金」を交付します。

※補助金は、令和7年度予算の成立後、新年度からの交付となります。

【留意事項】

- ・令和7年4月1日から令和8年2月28日までの期間に開催するイベントが対象です。
- ・上記期間内の各イベントにつき1回限り申請が可能です。
- ・令和7年4月1日以降に直ちにイベントの実施を検討している場合など、補助金の活用を検討される団体につきましては、事前に御嵩町総務課秘書広報係までご相談ください。

【補助対象となる団体】

- ・5名以上の団体で、御嵩町内に在住、在学又は在勤する方が半数を超えている団体
- ・政治、宗教等を目的としない団体
- ・御嵩町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行わない団体
- ・事業に係る収支帳簿及び証拠書類を整備し、これらの書類を5年間保存できる団体

【補助対象事業】 ※次のいずれにも該当する事業

- ・町制70周年記念事業の一環として実施する以下の事業

☆新規イベント

町制70周年を契機に新たに行われる地域の交流、賑わい創出に繋がるイベント

☆既存イベント

例年実施しているイベントに町制70周年に相応しい付加価値を加えたイベント

- ・町内で実施される事業

- ・補助対象団体自らが企画、運営及び実施する事業

※町との共催など町が関与するものであっても、主体が団体であるものは対象

- ・誰でも参加でき、多くの参加者があり、賑わいが見込まれる事業
- ・令和8年2月28日までに実施し、完了する事業

(裏面)

※次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としません。

- ・町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある事業
- ・広く周知できない事業
- ・政治活動、宗教活動（文化財保護・観光を除く。）又は思想活動を主たる目的とする事業
- ・特定の個人、団体等の営利又は宣伝を目的とする事業
- ・暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
- ・公序良俗に反するほか、町長が不相当と認める事業

【補助対象経費】

事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費を除いた額とします。

- ・団体の日常的な運営費
- ・他の目的に転用できる備品購入費
- ・慰労又は懇親を目的とする食糧費
- ・団体の構成員に対する謝礼等人件費及び旅費
- ・宗教性若しくは信仰の対象となる物又は行為に係る経費
- ・領収書等により団体が支払ったことを明確にすることができない経費
- ・その他町長が不相当と認める経費

※補助対象事業のうち、既存イベントの場合は、70周年を記念して拡充された事業に要する経費のみを対象とします。

【補助金の額】 ※千円未満の端数切捨て

- 1 補助対象経費が20万円以下のもの 補助対象経費の10/10
- 2 補助対象経費が20万円を超えるもの 20万円+20万円を超える部分の補助対象経費の2/3
- 3 新規イベントは70万円、既存イベントは100万円を限度とする。

【応募方法】

- ・所定の申請書に必要書類を添付の上、事業内容を説明できる方の来庁により役場総務課へご提出ください（申請書は総務課カウンター又は町ホームページから取得できます。）。

【応募期限】 令和7年11月28日（金）

※予算額に達した場合は、事前に募集を締め切ることがあります。

【お問い合わせ】 総務課秘書広報係 担当：伊佐次（内線2200）